

今般の公表に係る別添 1 のチェックリストのうち、「統合的リスク管理態勢の確認検査用チェックリスト（案）」「自己資本管理態勢の確認検査用チェックリスト（案）」「オペレーショナル・リスク管理態勢の確認検査用チェックリスト（案）」については、それぞれ下記の定義を共通して用いております。

記

1. 「内部規程」とは、経営方針・各種管理方針等に則り、業務に関する取り決め等を記載した金融機関内部に適用される規程をいう。内部規程においては、手続の詳細を記載することまでは必ずしも要さないことに留意する。
2. 「リーガル・チェック等」とは、コンプライアンス・チェックを含み、例えば、法務担当者、法務担当部署、コンプライアンス担当者、コンプライアンス統括部門又は社内外の弁護士等の専門家により内部規程等の一貫性・整合性や、取引及び業務の適法性について法的側面から検証することをいう。
3. 「モニタリング」には、監視することのみならず、警告その他の具体的な抑止行動を行うことも含む。

以 上